

千葉県入札監視委員会平成30年度第1回定例会議 審議概要

開催日及び場所	平成30年7月31日（火） 千葉県庁中庁舎4階 県土整備部会議室	
委員	大杉 洋平（弁護士） 寺部 慎太郎（東京理科大学工学部教授） ○ 轟 朝幸（日本大学工学部教授） 永井 香織（日本大学生産工学部准教授） ◎ 柳 久之（研修講師） （敬称略・五十音順） ◎ 委員長 ○ 副委員長	
審議対象期間	平成29年10月1日～平成30年3月31日	
審議案件	5件	（備考） 1 審議対象期間中に19件の低入札価格調査があったことを報告した。 2 審議対象期間中に8件（13者）の指名停止があったことを報告した。
一般競争	2件	
指名競争	2件	
随意契約	1件	
—	—	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による建議の内容	なし	

問合せ先

〒260-8667

千葉県千葉市中央区市場町1番1号

千葉県入札監視委員会事務局（千葉県県土整備部建設・不動産課契約・審査班）

TEL 043-223-3116

審議事案概要

○ 指名停止の措置期間が変更されている事案があるが、これはなぜか。

○ 県発注の工事と他の自治体発注の工事の違いによって、指名停止の規定等に差異はあるのか。

○ 工種別落札率について、建築一式工事の落札率が2.4%程度変動しているが、これは大差ないとみるのか、特殊なことがあったとしてみるものなのか。

○ 本件は、本県の職員から予定価格などの非公開情報を得て落札したとして当該業者の元取締役が平成29年11月23日に千葉県警察に逮捕された事案である。

逮捕日から12ヶ月間指名停止を行った後、同元取締役に平成30年3月26日付で懲役1年6ヶ月執行猶予3年の判決が下されたことから、県の指名停止要領に基づき、12ヶ月から24ヶ月に期間を延長した。

○ 工事事務については、千葉県発注工事における事故か、県内で起きた他の自治体発注工事の事故かという点で、規定上、差を設けている。県外の事故については、工事事務に対する措置基準では該当するものがない。

贈賄については、公共機関の発注工事の場所が県外か県内かというところで、指名停止の期間等について差を設けている。

○ 経済状況や地域的な要素によっても変動するので、単純にその落札率の変動をもって特殊かどうかは判断しがたい部分がある。

意見・質問	回 答
<p>事案1 一般競争入札 【江戸川第一終末処理場沈砂池棟土木工事】</p> <p>○ 低入札価格調査対象となった業者が、「低入札価格調査報告書の提出に代わる届出」を、所定の要件を満たす報告書の作成が困難であることを理由として提出したことで入札が無効となっているが、報告書の作成が困難な理由を確認しているのか。</p> <p>○ 低入札価格調査の結果、調査対象となった業者が落札となった工事の割合はどのくらいか。割合が低いのは、業者に求める調査報告書の提出書類が適切でないためではないか。</p> <p>○ 埼玉県ではどのくらいの割合で低入札価格調査報告書が提出されているのか。</p>	<p>○ 理由については確認していない。</p> <p>低入札価格調査については、ダンピングや品質低下のおそれがあることから、そのようなことがないことを確認するため低入札価格調査報告書の提出を求めているが、本件では報告書が提出されなかったことから、内容は確認できなかった。</p> <p>○ 平成29年度上半期では、低入札価格調査となった案件21件のうち、契約に至った案件は1件だった。</p> <p>提出書類については、全国的に平均的な内容だと認識している。昨年度の委員会での議論を受け、埼玉県に聞き取りを行ったが、書類の名称は異なるが、求めている書類は、ほぼ同様であることがわかった。千葉県としては、特段厳しいわけでもなく、平均的な内容だと考えている。</p> <p>○ 低価格入札による契約率は30数パーセントである。</p> <p>しかし、埼玉県では、予定価格1000万円以上の中から任意に抽出された案件のみ総合評価方式を適用しているため、千葉県とは分母が異なるという背景がある。</p>

<p>○ 調査報告書を提出しない理由としては、ダンピングを行っているために提出ができないのではなく、単に書類作成の時間が無いために提出できない可能性があるのではないか。</p> <p>○ 「低入札価格調査報告書の提出に代わる届出」の中の、「低入札価格調査報告書を提出しない理由」を選択する項目において、具体的な理由も記入してもらい、どの内容が提出困難であるのかを明確にし、報告書の何処に問題があるか解析できるようにした方がよいのではないか。</p> <p>○ 2者が入札を辞退しているが、辞退の理由を確認しているか。</p> <p>○ 発注方式の改善や発注時期の調整につなげるためにも、入札を辞退する時は理由を聞くべきだと考える。</p> <p>○ 低入札価格で受注した場合、前払金の割合が2/10と通常より少なくなる理由は何か。</p>	<p>○ 業者は入札金額を決定する際には、下請契約等も含めて適切に積算をしていることを前提としているので、低入札価格調査の際に求める資料は当然提出可能であると考えている。</p> <p>また、書類の提出期間についても、調査の結果、5日間という提出期限は全国的な平均値であると考えている。</p> <p>○ 理由については、明確な理由があれば記入してもらっている。</p> <p>○ 理由は確認していないが、例えば、業者が同じ配置予定技術者で別工事の入札に参加し、別工事を落札した結果、辞退したこと等が考えられる。</p> <p>○ 入札辞退はペナルティーにならず、入札が成立している案件であれば辞退理由の確認はしていない。入札不調の場合は理由を確認することがある。</p> <p>入札が成立した案件であっても辞退者に対してヒアリングすることにより、不調そのものを減らすことにもつながる可能性もあるため、今後検討していきたい。</p> <p>○ ダンピングでなく低入札価格で受注する業者は、下請けに負担をかけない資力があることを前提にしていることから前払金が少なくなっている。</p>
---	---

意見・質問	回 答
<p>事案2 一般競争入札 【千葉県がんセンター新棟建築工事】</p> <p>○ 総合評価の結果、技術評価点が参加者4者全て同点というのは、制度の主旨からすれば、実施の意味がないのではないか。 新しい技術や各会社の特色等を評価するよう努めることで、今後の企業のインセンティブにもなり、技術革新にもつながると思う。</p> <p>○ 入札執行前、参入可能な企業はどれほど見込んでいたか。</p> <p>○ 入札に参加した4JV（特定建設工事共同企業体）の構成員は全て地元の業者となっているが、何か条件があるのか。</p> <p>○ 総合評価方式は単に価格が安いからよしとするのではなく、技術的な要素を見て総合的に評価しようとするものであり、このように技術評価点が全社同点では、単なる価格競争になってしまっているように感じる。</p>	<p>○ 過去におけるWTO案件（世界貿易機関の「政府調達に関する協定」の適用を受ける案件）を踏まえて適切に評価しており、全社が要求水準を満たしていた評価の結果である。</p> <p>○ 県外業者で47社、県内業者で1社、計48社の企業を見込んでいた。</p> <p>○ WTO案件なので地域要件は設定できないが、資材や労務の調達等に精通している地元業者を企業が選んだのではないかと推察はできる。</p> <p>○ 今回の総合評価の評価項目では、地域要件等の客観項目を設けていないので、技術提案と工事の施工計画の2項目での評価となっている。また、評価方法は絶対評価であり、こちらが求めるものに対して、求める以上の提案があったので、全て最高点という結果となった。</p>

意見・質問	回 答
<p>事案3 一般競争入札 事後審査型 【安全対策交通信号機改良等工事(船橋市ほか)】</p> <p>○ 予定価格の公表状況について教えてください。</p> <p>○ なぜ最低制限価格を公表していないのに、複数の業者が同額で揃ってしまうのか。</p> <p>○ 指名する上で、県外業者についてはどのように選定しているのか。</p> <p>○ 信号機設置関連の発注は年間にどのくらいあるか。</p> <p>○ これよりも安価な額で施工できるのに、最低制限価格で横並びになるのは、予定価格が高いということではないか。</p> <p>○ 5,000万円を超える発注として一般競争入札にすれば、差をつけることができ、くじ引きにならないのではないか。</p>	<p>○ 本県では、予定価格5000万円未満の案件を事前公表、予定価格5000万円以上の案件を事後公表としており、本案件は金額的に事前公表にあたるため、予定価格が公表された上での入札となる。</p> <p>○ 最低制限価格は算定式により決められており、おそらく業者積算上においても最低制限価格は90%であったため、同額となったものと思われる。電気の工種では、このような事例でくじ引きになることは、特殊なことではない。</p> <p>○ 過去の同種工事における施工実績を有する者から選定している。</p> <p>○ 100～120件ほどである。</p> <p>○ 品確法基本方針（公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針）の精神を踏まえ、予定価格は適切に設定している。</p> <p>○ 発注規模は、金額の大小ではなく、業者が適正に履行できる工事量等を考慮した上で設定している。</p>

<ul style="list-style-type: none"> ○ 入札時に積算の内訳書を提出していると思うが、それぞれの業者の金額の表示はどのような形になっているのか。 ○ 最低制限価格が90%とならないような計算式にできないか。 ○ 90%で入札している業者以外の3者は100%で入札しており、間の金額がなく、極端な結果であるが、珍しいものではないのか。 ○ 指名に当たって手持ち工事量は考慮しないのか。 ○ 業者を育成させるために、平均的に業務を発注することはしていないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各項目における金額は、業者によりそれぞれ違いがあるものの、経費率等の調整などにより、最終的に入札金額が揃っている。 ○ 県は、中央公契連（中央公共工事契約制度運用連絡協議会）で定められたモデルを準用している。 ○ いつもこのような結果となるわけではなく、入札は業者の判断によるもので、案件により状況は変わる。 ○ 安全施設の工事は、施工できる業者が限られているため、手持ち工事を持つ業者も指名している。 ○ 指名競争入札にならない少額の工事において実施している。
---	---

意見・質問	回 答
<p>事案4 指名競争入札 【根本名川2期 荒海排水機場付帯工事】</p> <p>○ 本案件は、2回入札不調となり、3回目の入札で落札者が決定したということだが、2回目の入札不調案件では、応札のあった2者の工事費内訳書に不備があり無効としたとされている。具体的にどのような状況であったか。</p> <p>○ 2回目の入札で、電気設備を抜いて予定価格を見直しているにもかかわらず応札額が予定価格と同額になっているのはなぜか。</p> <p>○ 多岐にわたる工種があることに対する間接経費は、積算上計上されていないのか。業者にとっては多岐にわたる工種を一括して施工することが難しいのであれば、積算体系を見直して間接経費を入れるのも1つの方法ではないか。</p> <p>○ 1回目、2回目で削った工事は今後どのように手当するのか。</p> <p>○ 1者入札が認められないために工期が2か月遅れ、事務負担も増えている。なぜ1回目の1者入札で落札を認めなかったのか。</p>	<p>○ 電気設備工事に係る内容が応札者の提出した内訳書から抜けていたため、必要な項目の記載がないと判断して内訳書の不備とした。</p> <p>○ 狭小の現場で多岐にわたり施工量の少ない工種を施工するため、標準的な工事よりも経費がかかる工事だと考える。</p> <p>○ 農水省の積算体系で工種ごとに積算して合算しているが、積算基準では多岐に渡る工種の間接経費の割り増しがないので、結果的には不調になったと考えられる。</p> <p>○ 分割して別途発注した。</p> <p>○ 1回目の入札で指名した12者以外にも、指名を受け得る業者が存在するため、競争性の確保の観点から、2回目の入札を行った。</p>

○ 一部の工事が次年度にずれ込んだこと
によって、施設の使用が遅れるというデメリッ
ットが生じている。今回のような案件が
他にも多数あるのであれば1者応札に関
しては見直しが必要だと考える。

どうすれば県民にとって有益な契約が
できるかどうかということ、行政目的と
照らし合わせながら考えていく必要があ
ると思う。

意見・質問	回 答
<p>事案5 随意契約 【水運用管理システム等機能増設工事】</p> <p>○ システムの保守や更新に関しては随意契約となることが多いが、本工事は東芝インフラシステムズ以外に受注可能な業者はなかったのか。</p> <p>○ 当初発注したプログラムソースが汎用的なものならば、他の業者でもできるのではないか。</p> <p>○ 一者随契に関しては、競争性・経済性に疑問が生じる。本件に関しては、参考見積りを徴取した際、契約金額が安くなるような工夫は何か行ったのか。</p>	<p>○ 本工事で機能増設した伝送装置は、配水管理テレメータシステムのサーバやデータベースと密接不可分な関係にあり、他システムとのデータの連携も考慮すると、同社以外には施工できないと判断した。</p> <p>○ 配水エリアに設置される計器と伝送装置間については、一般的な仕様を採用しているため競争性を有すると考えるが、サーバ側については一般的な仕様でないため、競争性については難しいと考える。</p> <p>○ 過去に行った同システムの改修工事や類似のシステム工事との比較をもって、提示された金額の妥当性については検討した。 また、設計金額は、県の積算基準を基に積算しているが、基準にない部分について同社の見積を採用しているため、その点については設計額の適正さが保たれていると考える。</p>

委員講評

- 県民に対して、公平性に欠けるような部分があるのであれば、改善してほしい。
そのためにも、低入札価格調査や辞退の問題についてしっかりとヒアリングをし、改善してもらいたい。
- 今後見込まれる建設業界における労働者不足の問題に、千葉県としてどう対応していくかということ踏まえて、入札形式を考えていく必要がある。
その中で、地元業者への「教育的発注」が重要になってくると考えられる。
例えば、工事期間や予算をしっかりと確保した上で地元中小企業に工事を受注させ、人材教育をしていくこと等が重要な課題である。時間はかかるかもしれないが、地元の施設を良くするきっかけにもつながると思うので、目先の利益に捉われず、長期的な目線で工事発注の仕方を考えてほしい。
また、随意契約については、ある技術を県が定期的・中長期的に採用していくことで、その技術の普及に貢献することは良い取り組みだと思う。
しかし、技術の進歩等、その都度状況を鑑みながら、採用する技術の見直しをしていく必要があると考えられる。
- それぞれの入札方式ごとに注意しなければならない部分がある。
低入札価格調査などの入札制度を導入することによって達成しようとする目的自体は誰も否定しないし、重要だと思うが、目的を達成するための手段として、きちんとその制度が機能しているのかどうかということを考えていくべきである。
その制度を導入することによって失われてしまう利益も無視できないので、達成すべき目的に対して手段が見合っているかということを見直し、双方のバランスをとっていく必要がある。
- 行政目的を成就するために契約がある。
これまでの会議で問題点として挙げられてきた低入札価格調査の調査方法や、1者入札、入札の辞退理由の問題などを含め、行政目的のありように照らした契約の方法ということを考えていく必要がある。